

## 平成27年度の評価対象となる規制の特例措置一覧

| 関係府省庁 | 特例措置番号   | 特定事業の名称                            | 措置区分 | 特例措置の概要  | 認定件数<br>(第36回認定まで) | 過去の<br>評価時期   | 審議部会           |
|-------|----------|------------------------------------|------|--|--------------------|---------------|----------------|
| 総務省   | 412      | 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業            | 法律   | 条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。                             | 1件                 | —             | 地域活性化部会        |
| 文部科学省 | 834(835) | 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業 | 法律   | 教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。                                     | 1件                 | 平成24年度<br>下半期 | 教育部会           |
| 厚生労働省 | 938      | サービス管理責任者の資格要件弾力化事業                | 告示   | 都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの遂行が困難であると認める場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和する。 | 2件                 | 平成24年度<br>下半期 | 医療・福祉・<br>労働部会 |
| 国土交通省 | 1226     | 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業        | 通達   | 地域の旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。  | 1件                 | —             | 地域活性化部会        |
| 国土交通省 | 1227     | 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業               | 通達   | 埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認める。   | 1件                 | —             | 地域活性化部会        |

条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業（特例措置番号412）  
（平成19年4月措置）

＜これまで＞

条例による事務処理の特例により都道府県知事の権限を市町村長へ移譲した後も、当該事務権限を定める個別法令上、国と都道府県が協議等を行うこととされている場合、市町村はこれらの協議等を都道府県を経由して行うこととされている。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

地方自治法第252条の17の3第3項

＜取り巻く環境の変化＞

都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村が処理することとした場合において、当該市町村が処理する事務に係る経由事務を行わないことが、当該都道府県の実務の合理化を図る観点から適切。

都道府県において、経由を含めた一切の事務を行う必要がなくなることにより事務の大きな合理化効果が期待される。

＜主な要件＞

- 都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村が処理することとなること。
- 国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 特例事務を処理する全ての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定すること。
- 認定（予定）日において、廃止しようとする経由事務に係る本体事務について、事務処理特例条例が施行されることが確実であること。

認定計画数：1件（平成27年6月30日現在）

◎実際の取組事例

～熊本県条例による事務処理の特例に係る軌道法関係事務の合理化事業特区～  
（平成27年1月22日認定）

実施主体：熊本県、熊本市

現在、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可等に関する事務について熊本市に権限移譲されているが、当該認可に伴う九州運輸局長への協議等については、地方自治法252条の17の3第3項の規定により、熊本県を経由し、協議等を行っている状況にある。

本特例措置を活用することで、九州運輸局長への協議等については、熊本県を経由することなく、直接熊本市が実施することが可能となり、認可に向けての事務の効率化及び迅速化を図る。



## 評価対象となる規制の特例措置の概要

### 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（特例措置番号834（835）） （平成19年4月措置（平成21年5月変更））

#### <これまで>

公立学校及び社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の管理及び整備に関する事務については、教育委員会が管理・執行することとされている。

構造改革特区の活用

#### <関係法令等>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、第24条等

#### <取り巻く環境の変化>

少子高齢化や過疎化に伴う社会福祉（児童、高齢者、障害者等）に係るニーズや都市部における働く人達の学習ニーズなど、地方公共団体が、地域における様々な需要に対応していく必要が高まっている。

地域における総合的な視野をもった首長の明確な責任の下、地域の特性に応じて、公の施設の一体的な整備・管理が可能となる。  
（耐震化やバリアフリー化の計画的な整備、余裕教室の活用、施設の利用や管理の効率化など、学校施設や社会教育施設と、社会福祉施設など他の公の施設との複合化などが促進され、住民の便宜も向上する。）

#### <主な要件>

- 学校等施設及び公の施設の一体的な利用、又はこれらの総合的な整備の促進を図る必要があると認められること。
- 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- あらかじめ、教育委員会の意見を聴くこと。

認定計画数：1件（平成27年6月30日現在）

#### ◎実際の取組事例

～遠野市民センター 学びのプラットホーム特区～  
（平成21年11月認定）

実施主体：遠野市

遠野市は、昭和46年から市民センター構想の下、地域づくりと社会教育との連携により行政運営を行ってきた。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。

本特例措置により、効率的な行財政運営を図るとともに、一体的な施設の管理・整備により、教育活動と地域づくりとの更なる一体的な取組みを進め、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。



## 評価対象となる規制の特例措置の概要

### サービス管理責任者の資格要件弾力化事業（特例措置番号938） （平成22年9月措置）

#### <これまで>

障害福祉サービスを提供する事業所には、サービス管理を行うサービス管理責任者の配置が義務付けられており、その要件として、社会福祉主事任用資格者等は5年、それ以外の者は10年の実務経験を有しなければならないとされている。

構造改革特区の活用

#### <関係法令等>

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

#### <取り巻く環境の変化>

地域においてサービス管理責任者の確保を容易にし、障害福祉サービスの提供を促進することが求められている。

サービス管理責任者の実務経験年数の要件について、  
社会福祉主事任用資格者等は通算5年以上を通算3年以上に、  
それ以外の者は通算10年以上を通算5年以上にそれぞれ短縮する。

#### <主な要件>

都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから、法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めること。

認定計画数：2件（平成27年6月30日現在）

#### ◎実際の取組事例

～埼玉県サービス管理責任者の資格要件弾力化特区～  
（平成22年11月認定）

実施主体：埼玉県

埼玉県では、障害者支援計画に基づき、地域で生活する障害者の支援体制の充実等に努めており、障害者が必要なサービスを選択し、組み合わせる利用できるよう、法に基づく障害福祉サービス事業所等を増やしてきたが、事業所指定基準を満たせないケースが増えている。

このため、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業を活用し、サービス管理責任者の資格要件を緩和し、障害福祉サービス事業所等をさらに増やすことで、障害者が様々な活動にチャレンジでき、チャンスにあふれる社会づくりを推進する。



## 評価対象となる規制の特例措置の概要

### 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業（特例措置番号1226） （平成25年5月措置）

#### <これまで>

旅行者又は旅行者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。

構造改革特区の活用

#### <関係法令等>

旅行業法第11条の2

旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）第7

#### <取り巻く環境の変化>

地域観光資源の活用、地域密着型の旅行等へのニーズに対応するため、旅行者を受け入れる地域が、地域密着型旅行商品や体験プログラムを提供するなど「着地型観光」推進の機運が高まっている。

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者に  
他業種との兼任を認める。

#### <主な要件>

- 1日のうちあらかじめ決めた時間帯に営業所に出勤する等により、旅行業務取扱管理者の職務を行うことに支障がないこと。
- 営業所に不在の場合であっても、電話等による連絡体制を構築し、旅行者からの依頼があれば速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うことに支障がないこと。

認定計画数：2件（累計）

1件（平成27年6月30日現在）

#### ◎実際の取組事例

～心のふるさと おおくら観光・交流特区～  
（平成25年6月認定）

実施主体：山形県大蔵村

「心のふるさと・おおくら」の農村景観や歴史文化、温かなおもてなしの心など、地域資源を活かした「着地型観光」を推進しているが、規模が小さいことから大手の旅行者からは取りあってもらえない状況にある。

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業を活用して「旅行業」を自ら行い、集客することで、交流人口の拡大が期待される。



## 評価対象となる規制の特例措置の概要

### 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業（特例措置番号1227） （平成25年8月措置）

#### <これまで>

埋立地の用途のうち工業用地については、日本標準産業分類の中分類によることとされている。

構造改革特区の活用

#### <関係法令等>

公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号, 河政発第57号)記1(4)

#### <取り巻く環境の変化>

新たな企業誘致の促進や臨海部の活性化を図るため、生産施設(製造業用地)と物流施設(流通業用地)が区分なく立地できる新たな用途区分が求められている。

埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる  
「製造・流通業用地」を認めることができる。

#### <主な要件>

○都道府県知事（港湾区域にあっては港湾管理者）が埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要があると認めた場合。

認定計画数：1件（平成27年6月30日現在）

#### ◎実際の取組事例

～埋立用途区分柔軟化特区～  
（平成25年11月認定）

実施主体：大阪市

公有水面埋立法上の特例措置を活用することで、夢洲地区における環境・エネルギーをはじめとした先端産業の生産拠点やそれら産業を支える高機能物流施設の誘致を促進し、産業の国際競争力の強化・臨海部の活性化を図る。



平成 28 年 5 月 25 日

医療・福祉・労働部会報告

部会長 今野 浩一郎

医療・福祉・労働部会では、下記規制の特例措置の全国展開に関する検討を行った。また、旅客船専用港湾における「検疫港」の臨時指定に係る平成 26 年度調査審議意見及び対応方針に基づき、関係府省庁等より検討状況について報告を受けた。これらについての評価意見案及び報告資料は、別紙のとおりである。

1. 規制の特例措置の全国展開に関する検討

(1) 特例措置番号 938 サービス管理責任者の資格要件弾力化事業

2. 平成 26 年度調査審議意見及び対応方針に基づく関係府省庁等による報告

(1) 旅客船専用港湾における「検疫港」の臨時指定

## 評価意見(案)

|   |                  |  |
|---|------------------|--|
| ① | 別表1の番号           | 938  |
| ② | 特定事業の名称          | サービス管理責任者の資格要件弾力化事業  |
| ③ | 措置区分             | 告示   |
| ④ | 特区における規制の特例措置の内容 | 都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの遂行が困難であると認める場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和する。   |
| ⑤ | 評価               | 本特例措置において緩和されるサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、平成28年度中に関係告示を改正し、地域を限定することなく全国において実施する。上記以外の者については、研修体系等の全体的な見直しに向けた検討を行い、その結果、実質的な資格要件の変更等が実施されず、特段の影響がない場合において、平成30年度を目途に全国展開を行う。   |
| ⑥ | ⑤の評価の判断の理由等      | <p>関係府省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、明らかに実施困難である状況には至っていないものの、経験年数不足に起因すると思われる弊害が一部見受けられたとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、サービス管理責任者が特例の活用によって増加したことで事業所数の増加による利用者の選択肢の拡大及び雇用創出につながっていること、サービス管理責任者の選定の幅が広がったこと、職員のモチベーション向上につながったこと等の効果が確認された。</p> <p>以上より、一定程度の技能をすでに有していることが見込まれる社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、平成28年度中に関係告示を改正し、地域を限定することなく全国において実施する。上記以外の者については、研修体系等の全体的な見直しに向けた検討を行い、その結果、実質的な資格要件の変更等が実施されず、特段の影響がない場合において、平成30年度を目途に全国展開を行う。</p> |
| ⑦ | 今後の対応方針          | 社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、平成28年度中に関係告示を改正し、地域を限定することなく全国において実施すること。上記以外の者については、研修体系等の全体的な見直しに向けた検討を行い、その結果、実質的な資格要件の変更等が実施されず、特段の影響がない場合において、平成30年度を目途に全国展開を行う。  |
| ⑧ | 全国展開の実施内容        | 社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、平成28年度中に関係告示を改正し、地域を限定することなく全国において実施する。  |
| ⑨ | 全国展開の実施時期        | 平成28年度中に措置   |

## 平成26年度調査審議意見及び対応方針 に基づく関係府省庁等報告関連資料

- ① 大分県の検討状況(大分県報告資料)…………… 1
- ② 大分県からの提案に対する検討状況について(厚生労働省報告資料)…… 3
- ③ 【参考】平成26年度調査審議意見…………… 5
- ④ 【参考】構造改革特別区域の第26次提案等に対する政府の対応方針…… 7

## 平成26年度調査審議意見への対応状況について

## 【要望事項】

旅客船専用港湾における「検疫港」の臨時指定

## 【課題】

大分県として、検疫港の指定の要望を行うか否かを判断するために、検疫港指定による事業効果と検疫港指定の可否や検疫港指定に要する経費・事務量等、関連する事項を総合的に考慮して判断する必要がある。

## 【情報収集】

県として、検疫港指定の直近の事例がないことから、経費や事務量等に関する事項を整理するために、関係機関に次の内容について照会を実施した。

## 1. 福岡検疫所大分・佐賀関出張所

| 事項                    | 回答内容  | 備考      |
|-----------------------|---|---------|
| 検疫港になるための要件について       | <p>① 検疫区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸域は岸壁から1000mだが、例えば大きな道路や川があれば、そこまでとすることも可能。検疫所との協議が必要。別府港第4埠頭のみの陸域指定も可能かもしれない。</li> <li>・検疫錨地は、水深や航路、海底の状況等について海上保安部等関係機関との調整が必要。</li> </ul> <p>② 感染症指定医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定できる医療機関を指定する。大分港は大分赤十字病院、佐伯港は南海病院、大分空港は国東市民病院。</li> </ul> <p>③ 旅客ターミナル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置は必須ではない。</li> </ul> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費がかかりそうな事項は検疫区域の指定。</li> </ul> | 口頭による回答 |
| 検疫港となるまでの一連の事務フローについて | <p>① 地元との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体側で、地元との協議など様々な諸条件をクリアして、知事（港湾管理者）から大臣に申請する形。漁業協同組合や海上保安部との調整は地元自治体が行う。</li> </ul>  | 口頭による回答 |
| 直近の検疫港指定の2事例について      | <p>① 花咲港（北海道：平成5年10月区域指定）</p> <p>② 石狩湾港（北海道：平成17年5月区域指定）</p> <p>※港湾名と指定時期の情報提供。港湾管理者や港湾管理担当部署・連絡先の情報提供はない。</p> <p>※後日、両港について参考になる情報がないか照会したが、「漁業補償の必要がない」、「記録がない」とのことだった。</p>   | 口頭による回答 |

|                   |                 |         |
|-------------------|-----------------|---------|
| 検疫港指定に関する資料提供について | ※提供できる資料はないとのこと | 口頭による回答 |
|-------------------|-----------------|---------|

## 2. 大分海上保安部

| 事項                  | 回答内容  | 備考      |
|---------------------|---|---------|
| 検疫区域（検疫錨地）の設定基準について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 錨地の広さや位置に関する基準みたいなものはない。港区の内外の制限もない。</li> <li>・ 水深については、考慮する必要がある（50mより深い所はない）</li> <li>・ 大分港の検疫錨地<br/>1300m×2100m程度、水深 25～30m</li> <li>・ 佐賀関港の検疫錨地<br/>1000m×1000m程度、水深 22～25m</li> </ul> | 口頭による回答 |

### 【別府港での検疫区域（錨地）の設定について】

#### ○別府港港湾区域内

- ・ 検疫錨地の条件：平成27年に日本への寄港実績が多いクァンタム・オブ・ザ・シーズが、実際に寄港している地方港（境港：直径1,000m水深10～11m、八代港：直径1,200m水深15～18m）を参考に、検疫錨地の条件として面積：直径1,000m及び水深15～18mを想定。
- ・ 上記条件をもとに、別府港港湾区域内に検疫錨地を設定の可否を検討。別府港は水深が急激に深くなるため（港湾区域内の水深は50m前後）、結果として想定条件の検疫錨地を港湾区域内に設定することができないことが判明した。

#### ○別府港湾区域外で別府港に近い海域

- ・ 条件の錨地を別府港から最も近くに設定できるのは、守江湾沖（別府湾の北側、水深18mほど）。守江湾沖は別府港から17km程度で、別府港から23km程度の大分港検疫錨地（別府湾南側）との距離の差は6km程度。
- ・ 守江湾沖に検疫錨地を設定できるかどうかは、海上保安部や検疫所、または地元関係者との協議が必要。

#### ○大分港検疫錨地を別府港の検疫錨地と兼ねること

- ・ 錨地で検疫する場合は、大分港検疫錨地を利用し、着岸した後に検疫する場合は別府港で検疫を行うことが可能か否かは、検疫所の判断による。

### 【今後について】

県で想定する別府港における検疫区域（錨地）の設置の可能性について、関係者との協議等により整理して、条件がそろえば検疫港指定の要望について判断することとしたい。

## 大分県からの提案に対する検討状況について

### 1 大分県からの提案内容（構造改革特区第21次）

- ・ 要望事項

  - 旅客船専用港湾における「検疫港」の臨時指定

- ・ 具体的事業の実施内容

  - 国際クルーズ船に限り、検疫港でない「別府港」を近隣の「大分港（検疫港）」の飛び地と見なし、臨時的に「検疫区域」と指定し、「検疫港」と同様の検査体制を実施する。但し、「検疫港」と同様の環境を整える必要がある。

### 2 調査審議意見（平成27年5月27日推進本部及び評価・調査委員会決定）

- ・ 関係府省庁は、国際クルーズ船の入港による外国人観光客の増加、経済効果等を見込み、旅客船に特化した港湾について、一定の要件を満たす場合には特例的に検疫港として指定することを可能とするよう、指定基準について検討されたい。そして、提案者から検疫港指定に係る地元合意取得が示された際は、検疫港の指定に向けた審査と指定に必要な諸準備をされたい。検討に際しては提案者との緊密な連携により行うこととし、その状況については評価・調査委員会に報告されたい。

### 3 調査審議意見に対する対応方針（平成27年8月25日推進本部決定）

- ・ 国際クルーズ船の入港による外国人観光客の増加、経済効果等を見込み、旅客船に特化した港湾について、一定の要件を満たす場合には特例的に検疫港として指定することを可能とするよう、指定基準について検討する。その状況については、評価・調査委員会に報告する。

#### 4 検討状況

- ・ 検疫感染症の患者が発生していないこと、船医が乗船していることなどの一定の条件を満たす国際クルーズ船については、臨時的に検疫港以外の港において近隣の検疫所からの出張による検疫を実施することとし、できるだけ早い段階で大分県と具体的な入港に向けた調整を開始したい。
- ・ なお、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」において訪日外国人旅行者数 2,000 万人を目標と掲げるなど、政府全体として観光立国推進に向け取り組んでおり、検疫港以外の港においても国際クルーズ船の誘致が計画されているところである。

(H26) (H27)

※訪日外国人旅行者数 1,341 万人 → 1,974 万人 (47.2%増)

クルーズ船による外国人入国者数 41.6 万人 → 111.6 万人 (168.3%増)

## 【参考】平成26年度調査審議意見

|               |   |
|---------------|---|
| <p>案件名</p>    | <p>旅客船専用港湾における「検疫港」の臨時指定</p>  |
| <p>意見</p>     | <p>関係府省庁は、国際クルーズ船の入港による外国人観光客の増加、経済効果等を見込み、旅客船に特化した港湾について、一定の要件を満たす場合には特例的に検疫港として指定することを可能とするよう、指定基準について検討されたい。そして、提案者から検疫港指定に係る地元合意取得が示された際は、検疫港の指定に向けた審査と指定に必要な諸準備をされたい。検討に際しては提案者との緊密な連携により行うこととし、その状況については評価・調査委員会に報告されたい。</p>  |
| <p>意見の考え方</p> | <p>検疫港は、国内に常在しない感染症の病原体が我が国に侵入することを防ぐため、限りのある検疫所の体制で検疫の実効性を確保するために外航船の検疫可能な港湾を特定しているものであり、検疫対象船舶の入港が年間100隻以上見込まれること等の要件を満たす港湾が、検疫港として指定されている。</p> <p>提案者は、旅客船専用港湾である別府港において国際クルーズ船の誘致を図るため、検疫の実施を可能とすることを要望しており、近隣の大分港の飛び地として検疫区域を設定することを提案している。なお、審議においては、必要な検疫業務の簡素化を求めるものではないとの意見であった。</p> <p>関係府省庁は、海外からの感染症侵入リスクが高まり、国として水際対策の強化が求められる中、検疫制度の目的に基づき検疫所の限りのある体制のもと確実かつ効率的な防疫を確保する観点から、全国統一的な基準で検疫港・検疫区域を定めていく必要があり、特区として基準を緩和して非検疫港に検疫区域の指定を行うことは困難としている。なお、審議においては、仮に別府港で検疫業務を行う場合は、検疫水準を確保するために必要な体制の確保が求められるとともに新たに別府港を検疫港として指定する必要があるとの意見であった。</p> <p>審議においては、外国人観光客を増加させることは地方創生の観点からも重要であり、国際クルーズ船の受け入れ拡大に向けて、入港隻数以外にも一定の要件を満たす港湾については検疫港として新たに指定することを検討すべきであるとの意見があった。</p> <p>検討に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客船に特化した港湾であること。</li> <li>・相当数の旅客数が見込まれること。</li> <li>・検疫港に指定することにより、外国人観光客の増加及びそれを通じた経済効果が見込めること</li> </ul> <p>等の観点に留意すべきであり、検疫港に指定後、当初の見込みに達しなかった場合は、検疫港の指定を取り消すことも併せて検討すべきであるとの意見があった。</p> <p>一方で、検疫港の指定にあたっては、検疫区域における漁業権の扱い等に関する地元合意等が必要であるが、別府港においては地元調整が十分進められていないことも明らかとなった。</p> |

したがって、関係府省庁にあつては、上記意見も踏まえ、指定基準において、一定の要件を満たす港湾を特例的に検疫港として指定することを可能とするよう検討すべきである。また、提案者にあつては、検疫港として指定されることを要望するか検討し、要望する場合は、地元関係者間の合意取得を進められたい。その際、関係府省庁は、提案者による地元合意に係る関係者の範囲や調整手続等について助言を行い、指定に係る要件の検討に際しても、提案者と緊密に連携して取り組むべきである。なお、関係府省庁は、提案者から検疫港指定に係る地元合意取得が示された際は、速やかに検疫港の指定に向けた審査と、指定に向けた体制の確保など必要な諸準備を行うとともに、地元自治体もこれに積極的に協力されたい。

これらの提案者における調整状況及び関係府省庁による検討状況については、評価・調査委員会において報告されたい。また、別府港を特例的に検疫港として指定する場合には、指定後の一定期間後に、実績が当初の見込みに達しない場合には、特例的な指定を取り消すことも検討すべきである。

なお、人口減少等の将来の社会情勢に鑑み、関係府省庁は、検疫港の指定基準そのものについても、必要に応じ見直すことも検討されたい。

## 【参考】構造改革特別区域の第26次提案等に対する政府の対応方針

※構造改革特別区域推進本部決定(平成27年8月25日)より一部抜粋

### 未実現の提案に関する調査審議意見に対する対応方針 (関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項)

| 事項名                                    | 検討の概要   | 実施時期    | 関係府省庁 |
|--|---|---------|-------|
| 旅客船専用<br>港湾に対す<br>る検疫港の<br>指定基準の<br>特例 | 国際クルーズ船の入港による外国人観光客の増加、経済効果等を見込み、旅客船に特化した港湾について、一定の要件を満たす場合には特例的に検疫港として指定することを可能とするよう、指定基準について検討する。その状況については、評価・調査委員会に報告する。 | 平成27年度中 | 厚生労働省 |

平成 28 年 5 月 25 日

教育部会報告

部会長 明石 要一

教育部会では、下記規制の特例措置の全国展開に関する検討を行った。これらについての評価意見案は、別紙のとおりである。

- (1) 特例措置番号 834 (835) 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

## 評価意見(案)

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| ① | 別表1の番号           | 834(835)  |
| ② | 特定事業の名称          | 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業  |
| ③ | 措置区分             | 法律  |
| ④ | 特区における規制の特例措置の内容 | 教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。  |
| ⑤ | 評価               | その他(認定地方公共団体において構造改革特別区域法第 29 条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。)  |
| ⑥ | ⑤の評価の判断の理由等      | <p>評価・調査委員会の調査では、学校等施設の管理・整備について概ね実施済みであること、本特例措置の活用により教育委員会部局の人員削減やコスト削減等の効果があることが確認された。</p> <p>関係府省庁の調査によれば、認定地方公共団体においては、構造改革特別区域法(以下「特区法」という。)第29条の規定に基づく規則の整備が学校施設、図書館及び博物館について未措置であるとのことであった。また、特区計画に記載されている小学校への児童館併設事業については、未だ事業計画の策定が行われておらず、事業自体が未着手段階にあるため効果・弊害の評価自体が不可能であるとのことであった。さらに、社会教育施設の利用者数が大幅に減少していること及び施設管理費が増加していること等から少なくとも効果は見られないとのことであった。加えて、地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務について、実態上、教育委員会事務局の職員が補助執行や市長部局との兼務発令により従来どおり行っているため、特区の目標である「市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は教育内容に専念できる環境を整える」体制になっていないとのことであった。</p> <p>教育部会の審議において、調査結果等を踏まえて委員より以下のとおり意見が出された。</p> <p>本特例措置の現時点での全国展開は時期尚早である。再評価を行うにあたり、関係府省庁及び事務局においては以下の点について確認、整理の上、平成 28 年度に評価・調査委員会に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定地方公共団体において特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備を早急に進めるよう、関係府省庁及び事務局から認定地方公共団体に対して引き続き規則の整備を促すこと。</li> <li>・特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業について、認定地方公共団体として、今後、実施する見込みがあるか、あるとすればいつ事業計画を策定するかについて、事務局より認定地方公共団体に確認すること。少なくとも、認定地方公共団体においては、遅くとも規則整備までにはその見解を明確にしておきたい。</li> <li>・関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。</li> </ul> |

|   |           |  |
|---|-----------|--|
|   |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例措置に関して、他の地方公共団体の活用ニーズについて事務局において整理すること。</li> <li>・平成 27 年4月1日から各地方公共団体においては総合教育会議が始まっているところ。認定地方公共団体の総合教育会議において本特例措置の位置付けがどのように議論されているかについて事務局より認定地方公共団体に確認すること。</li> </ul>   |
| ⑦ | 今後の対応方針   | <p>認定地方公共団体において特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。</p> <p>関係府省庁及び事務局においては、認定地方公共団体に対して規則の整備を促すこと。事務局においては、特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業の実施目途及び認定地方公共団体の総合教育会議における本特例措置の位置付けの議論について認定地方公共団体に確認することともに、本特例措置に関して他の地方公共団体の活用ニーズについて整理すること。関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。上記の確認・整理事項については、平成 28 年度に評価・調査委員会に報告すること。</p> |
| ⑧ | 全国展開の実施内容 | —  |
| ⑨ | 全国展開の実施時期 | —  |

平成 28 年 5 月 25 日

## 地域活性化部会報告

部会長 樫谷 隆夫

地域活性化部会では、下記規制の特例措置の全国展開に関する検討を行った。また、特例措置番号 506（513）に係る平成 23 年度評価意見に基づき、関係府省庁より取組状況を踏まえた本特例措置の考え方について報告を受けた。これらについての評価意見案及び報告資料は、別紙のとおりである。

### 1. 規制の特例措置の全国展開に関する検討

- (1) 特例措置番号 412 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業
- (2) 特例措置番号 1226 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業
- (3) 特例措置番号 1227 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業

### 2. 平成 23 年度評価意見に基づく関係府省庁報告関連資料

- (1) 特例措置番号 506（513）外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業

## 評価意見(案)

|   |                  |  |
|---|------------------|--|
| ① | 別表1の番号           | 412  |
| ② | 特定事業の名称          | 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業  |
| ③ | 措置区分             | 法律   |
| ④ | 特区における規制の特例措置の内容 | 条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。   |
| ⑤ | 評価               | <p>その他(関係府省庁においては、全国展開の可否を判断するために必要な基礎情報の調査を行い、その結果について、平成28年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。)</p>  |
| ⑥ | ⑤の評価の判断の理由等      | <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により、熊本県では事務が不要になり、職員の事務従事時間数や費用の削減効果があったことが確認された。また、熊本市では事務に係る期間について、県を経由することに伴う県での事務処理期間分の短縮効果等が確認された。</p> <p>関係府省庁によれば、本特例措置を全国展開することにより弊害が生じる場合としては、国が多くの市町村と協議等を行わなければならないこと、都道府県に必要な事実を承知させ場合によりあわせて意見を徴することができなくなることの2点の懸念が示された。</p> <p>関係府省庁からの懸念事項を踏まえ、事務局から全国展開かつ懸念事項を払拭しうる案として、以下2案の検討案について関係府省庁に提示したものの。</p> <p>①事務を所掌する国の行政機関が直接協議等を行う市町村が1自治体のみ(複数市町村が権限の移譲先となっている場合であっても、当該市町村間の合意により協議等を行う1自治体を選定する場合も含む)で都道府県が「事務の都道府県の経由を不要とする」旨の条例を制定した場合</p> <p>②事務を所掌する国の行政機関が同意し、都道府県が「事務の都道府県の経由を不要とする」旨の条例を制定した場合</p> <p>関係府省庁からは、</p> <p>①については、協議等を行う市町村が複数になった時点で、国の行政機関との協議等について都道府県を経由して行うよう変更する必要があるとのことであった。また、1市町村が複数の市町村の代表となった場合、都道府県が市町村の連絡事務を行うことと何ら変わりがないことから事務の合理化が図れたとは言えないとともに、市町村は、都道府県と違い、基本的に他の市町村を包括しているわけではないため、1市町村を選定する等にあたって水平連携で市町村間の調整を行うのはコストが増えるとのことであった。</p> <p>②については、国が同意を行う仕組みであれば構造改革特区のスキームと大差がないとともに、都道府県が個別に省庁と協議をした結果が適切であるかどうか評価する仕組みもないことから、総理大臣が認定し、その特例措置のあり方について評価を受け、その結果が明らかにされるなど法令で手続等が定められている構造改革特区制度にて取り組みを広げていくほうが運用も広がるのではないかとのことであった。</p> |

|   |           |  |
|---|-----------|--|
|   |           | <p>また、今回の熊本県及び熊本市の軌道法に係る事務は、認定申請の際、事業に係る件数が少ないこと、九州運輸局の事前相談が慣例化していること、道路の管理権限は市にあり、県の意見を聴く必要がない事業であること、県において事務の状況を把握する必要がないこと等、個別の事案による事情により、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがなかったものであり、当該事例のみで全国展開により発生する弊害の有無を判断することは困難であるとのことであった。</p> <p>委員からは、全国展開可否の判断を行うにあたり、都道府県から市町村へ権限移譲している事務の件数や内容等の基礎情報が必要であるため、関係府省庁において調査を行う必要があるとの意見があった。</p> <p>以上より、関係府省庁においては、全国展開の可否を判断するために必要となる基礎情報の調査を行い、その結果について、平成28年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。</p> |
| ⑦ | 今後の対応方針   | <p>全国展開の可否を判断するために必要な基礎情報を関係府省庁において調査を行い、その結果について、平成28年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。</p>   |
| ⑧ | 全国展開の実施内容 | —  |
| ⑨ | 全国展開の実施時期 | —  |

評価意見(案)

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| ① | 別表1の番号           | 1226  |
| ② | 特定事業の名称          | 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業   |
| ③ | 措置区分             | 通達  |
| ④ | 特区における規制の特例措置の内容 | 地域の旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。   |
| ⑤ | 評価               | その他(関係府省庁においては、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成28年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。)  |
| ⑥ | ⑤の評価の判断の理由等      | <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により、着地型旅行商品として近隣地区も含めた産業の底上げに繋がったこと、高齢者によるガイドを通じて観光客との交流が生まれ、高齢者の生きがいづくりにもなっていること等の効果が確認された。</p> <p>関係府省庁によれば、本特定事業の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果としては、旅行者とのトラブルの発生等、本特例措置の活用による弊害は特段なかったとのことであった。</p> <p>しかし、本特定事業を実施した事業者は1社のみであり、本特例措置が十分に活用されているとは言い難い状況であるため全国展開による弊害発生の有無について判断するのは時期尚早であるとのことであった。また、他業種との兼職の場合、「兼職元で緊急対応の必要が生じ、所定の時間帯に営業所に出勤できないこと」「旅行業務取扱管理者(以下「管理者」という。)に、営業所員に対する指揮、監督権限が一切なく、また、限られた時間しか営業所にいないことから、管理者の指示が実効的に守られないこと」等、管理者による管理、監督機能が実効的に働かない場合が一定程度の蓋然性をもって認められるとのことであった。</p> <p>さらに、平成28年1月に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ処分した3社すべてにおいて、管理者に求められる本来の責務が果たされていなかったとのことであった。現在、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会(以下「委員会」という。)において徹底的な再発防止策の検討が行われており、場合によっては管理者の責務を重くする可能性もある状況の中で、本特例措置を直ちに全国展開することは委員会における検討と矛盾することとのことであった。一方で、観光庁としても、多様化する旅行ニーズに応えるとともに、観光による地域経済の活性化を図るため、地域ならではの体験・交流を提供する着地型旅行の促進は重要と認識しており、他の市町村においても、当該特例の活用を進めていきたいとのことであった。委員会のとりまとめが平成28年夏頃に行われる予定であることから、その内容も勘案しつつ、どの程度まで緩和できるかについて検討の上、平成28年度中に改めて報告したいとのことであった。</p> <p>地域活性化部会の審議において、委員より、認定地方公共団体の取組は成功事例であること、特に小規模地域で旅行業を始める場合、初期段階で管理者を専任で雇用することはコストが高くつき参入の妨げとなりうるとともに、本特例措置は管理者の欠員補充が容易でないことによる事業中断のリスク解消に繋がる等の意見が出された。しかしながら、委員会のとりまとめ内容を勘案する必要性については一定の理解が示された。</p> <p>以上より、関係府省庁においては、委員会のとりまとめも踏まえつつ、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成28年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、そ</p> |

|   |           |   |
|---|-----------|---|
|   |           | の報告等に基づき改めて評価を行う。   |
| ⑦ | 今後の対応方針   | 関係府省庁においては、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成 28 年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。 |
| ⑧ | 全国展開の実施内容 | —   |
| ⑨ | 全国展開の実施時期 | —   |

## 評価意見(案)

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| ① | 別表1の番号           | 1227  |
| ② | 特定事業の名称          | 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業  |
| ③ | 措置区分             | 通達  |
| ④ | 特区における規制の特例措置の内容 | 埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認める。  |
| ⑤ | 評価               | その他(認定地方公共団体における特区計画の対象区域に進出した企業が事業を開始した日以降速やかに評価を行う)   |
| ⑥ | ⑤の評価の判断の理由等      | <p>関係府省庁によれば、認定地方公共団体において特定事業の実施には至っておらず、弊害の発現の有無について検証できない状況であるとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査でも、認定地方公共団体において特区計画対象区域の一部について用途変更手続きが行われているものの、土地利用の見直し検討を行っていることから事業者の募集に至っておらず、効果の発現の有無について検証できない状況であることが確認された。</p> <p>以上より、認定地方公共団体における特区計画の対象区域に進出した企業が事業を開始した日以降速やかに評価を行う。</p> <p>なお、評価・調査委員会において、委員から、本特例措置の前提となる規制の目的・必要性が不明瞭であるとの意見があった。</p> |
| ⑦ | 今後の対応方針          | 認定地方公共団体における特区計画の対象区域に進出した企業が事業を開始した日以降速やかに評価を行う。   |
| ⑧ | 全国展開の実施内容        | —   |
| ⑨ | 全国展開の実施時期        | —   |

# 平成23年度評価意見に基づく関係府省庁報告 関連資料

|                  |   |
|------------------|---|
| ① 関係府省庁提出資料      | 1 |
| ② 規制の特例措置の概要     | 2 |
| ③ 平成23年度評価意見     | 3 |
| ④ 平成26年度報告資料     | 4 |
| ⑤ 規制の特例措置の基本方針別表 | 5 |

## 506 (513) 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業に係る報告について

平成28年3月11日  
法務省入国管理局

取組状況を踏まえた本特例措置についての考え方

『日本再興戦略』改訂2014』（平成26年6月24日閣議決定）において、「団体監理型の技能実習制度では、原則受入れ企業の常勤職員数50人以下の場合は3人、100人以下の場合は6人等として、技能実習生の受入れを認めているが、監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める。このため、2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる。」とされており、技能実習制度の見直しの一環として、実習期間の延長等の所要の措置を含んだ「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を、第189回通常国会に提出し（平成27年3月6日）、現在継続審議となっている。

詳細な制度設計は、同法案の成立後に行われることとなるが、同法案に基づく新たな技能実習制度においては、優良な実習実施者及び監理団体について、常勤従業員数に応じた受入れ人数枠の倍増のほか、実習期間の3年から5年への延長を認めることを予定している。現在、構造改革特区における「外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業」においては、50人以下の企業について受入れ枠を3人から6人に拡大していることから、これを包含するものとなる。

両制度の要件については、一概に比較することはできないが、本特例措置においては、受入れ機関が不正行為を行っていないことや技能実習生の失踪がないことに加え、構造改革特区の地域の要件として、産業の集積性や派遣国との間の密接な経済的交流、有効求人倍率に係る要件を求めている。新たな技能実習制度における優良な実習実施者及び監理団体の要件については、技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会で出された意見を踏まえ、例えば、法令違反がないこと、技能検定等の合格率や指導・相談体制が一定の要件を満たすこと等が想定されている。

上記に鑑みて、本特例措置については、新たな技能実習制度の実施に伴い「全国展開」の整理とすることが可能であると考えられる。

# 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（506（513））

## <これまで>

常勤職員50人以下の中小企業等が外国人技能実習生の受入れ機関となる場合の技能実習生受入れ人数枠は、3人であった。

## <関係法令>

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項

## <取り巻く環境の変化>

発展途上国等の人材育成を通じた国際貢献、地域の国際交流の促進と中小企業の技術保有といった観点から、技能実習生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該地域において主な産業である場合において、中小企業等の受入れ枠を拡大し、より多くの技能実習生が技能・技術を修得できるようにすることが求められた。

← 構造改革特区を活用することにより

常勤職員50人以下の中小企業等が外国人技能実習生の受入れ機関となる場合の技能実習生受入れ人数枠が、3人から6人に拡大された。

## <主な要件>

- 当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所（以下、「受入れ業種の事業所」）が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。
  - 当該特区が次のいずれかに該当し、技能実習生派遣国と密接な経済的交流があると認められること。
    - ①特区内の受入れ業種の事業所全部の技能実習生派遣国との当該業種の事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。
    - ②特区内の受入れ業種の事業所の半数以上が技能実習生派遣国において直接投資を行っていること。
  - 当該特区内で研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後、本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。
  - 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。
- ※認定地方公共団体は、特定された実習実施機関等に対して定期的な訪問調査の実施等により、外国人に対する研修又は技能実習が適正に実施されているかを確認し、年に1回関係機関に報告すること。

認定計画数：7件（平成27年11月27日現在）

## ◎実際の取組事例

～オホーツク海さるふつ外国人技能実習生受入れ特区～



実施主体：猿払村

猿払村は、ホタテを中心とした水産加工が主たる産業であり、古くからの製造技術・伝統を守りながら、新たな技術を導入し、世界的にも高い水準にある。外国人技能実習生受入れ特区を活用する事で、地元企業の持つ技術を多くの技能実習生が修得し、派遣国において活用する事により、人材育成及び国際貢献を推進するとともに地域相互の国際交流と地域の活性化を図る。

## 平成23年度評価意見

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| ① | 別表1の番号           | 506   |
| ② | 特定事業の名称          | 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業  |
| ③ | 措置区分             | 省令  |
| ④ | 特区における規制の特例措置の内容 | 中小企業等が外国人技能実習生の実習実施機関となる場合の上限である、受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。  |
| ⑤ | 評価               | 特区において当分の間存続  |
| ⑥ | ⑤の評価の判断の理由等      | <p>規制所管省庁によれば、未だに技能実習生についての労働関係法令違反が疑われる等の不適正な事案が確認されたとしている。しかし、評価・調査委員会としては、これらの事案は外国人技能実習制度一般に生じる弊害であり、本特例措置固有の弊害ではないと考える。</p> <p>本特例措置については、評価・調査委員会による調査においては技能実習生派遣国における人材育成に寄与し、地域における国際貢献意識の向上に繋がるなど、経済効果、社会的効果の発現が認められる。</p> <p>一方、外国人技能実習制度自体に起因する弊害が生じていることは認められるため、規制所管省庁は、特区において、地方公共団体の実習実施機関等への関与を強化する等の取組を通じて特区における技能実習制度の運用の改善を図りつつ、さらに本特例措置等の今後の見直しに反映させていくべきと考えられる。</p> <p>これらの点を踏まえ、本特例措置については、地方公共団体の実習実施機関等への関与を強化させることとし、地域性の強い特例措置として特区において当分の間存続させることが適当と考えられる。</p> |
| ⑦ | 今後の対応方針          | <p>規制所管省庁は、特区における取り組みとして、地方公共団体に対して文書の発出等を行うことにより制度の周知・徹底を図るとともに、今後、地方公共団体が実施する実習実施機関に対する定期的な訪問調査・報告を通じて特区における技能実習制度の適切な運営の確保に取り組むこと。</p> <p>なお、規制所管省庁は、外国人技能実習制度一般に生じている弊害について、全国の監理団体及び実習実施機関に対し、平成22年7月に施行された新しい技能実習制度を踏まえて制度の周知・徹底を図るとともに、地方入国管理官署は労働基準監督署等関係機関と連携し、全国の監理団体を対象として実態調査を実施するとしている。</p> <p>規制所管省庁は、これらの状況について平成26年度に評価・調査委員会に報告するものとし、評価・調査委員会は、その内容について検討を行うものとする。更に、それ以降においても、規制所管省庁は、評価・調査委員会の求めに応じて報告するものとする。</p>  |
| ⑧ | 全国展開の実施内容        | —   |
| ⑨ | 全国展開の実施時期        | —   |

## 平成26年度関係府省庁報告資料

### 506（513）外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業に係る報告について

平成27年2月17日  
法務省入国管理局

#### 1 地方公共団体が行う定期的な訪問調査・報告について

##### (1) 地方公共団体に対する訪問調査の依頼

法務省は、内閣府と共同し、平成25年及び同26年において地方公共団体に対して文書を発出し、技能実習制度の周知を図るとともに、本特例措置を講じている監理団体及び実習実施機関を訪問し、技能実習制度の実施状況について調査及び内閣府地域活性化推進室及び地方入国管理官署への報告を行うよう依頼した。

##### (2) 地方公共団体からの平成25年報告

過去3年間に於ける技能実習生失踪事例に係る報告が多数あった。そのうち平成25年における特定機関である実習実施機関における技能実習生失踪事例については、計3名の報告があった。

また、平成24年において、実習実施機関が不正行為（改善指導を含む。）の通知を受けた旨の報告が1件あった。

##### (3) 地方公共団体からの平成26年報告

平成26年における特定機関である実習実施機関における技能実習生失踪事例については、計7名の報告があった。

新たな不正行為（改善指導を含む。）については報告、該当ともになかった。

#### 2 取組状況を踏まえた本特例措置についての考え方

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、「監理団体型の技能実習制度では、原則受入れ企業の常勤職員数50人以下の場合は3人、100人以下の場合は6人等として、技能実習生の受入れを認めているが、監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める。このため、2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる。」とされており、技能実習制度の見直しの一環として、受入れ枠の拡大が平成27年度中に実施される予定であることから、この実現により本特例措置は必要なくなるため、終了すべきものとする。

## 規制の特例措置の別表

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 506(513)   |
| 特定事業の名称             | 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業   |
| 措置区分                | 省令   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項（以下「技能実習1号口の上陸基準」という。）   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 技能実習1号口の上陸基準において、実習実施機関に受け入れられる技能実習生（1号）の人数については、当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であることとされ、この特例として、実習実施機関が商工会議所等の会員である中小企業者である場合等であって、当該機関の常勤の職員の総数が50人以下のときは、当該機関に受け入れられる技能実習生の人数は、当該総数を超えるものでなく、かつ、3人の範囲内であることとされている。  |
| 特例措置の内容             | <p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、下記2により特定された本邦の公私の機関（外国人に対する技能実習が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められるものに限る。）において「技能実習1号口」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該外国人に係る技能実習1号口の上陸基準第25号の50人以下の項の下欄の規定（以下「人数枠」という。）の適用については、同下欄中「3人」とあるのは「6人」とする。</p> <p>（1）当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。</p> <p>（2）上記（1）の業種に属する事業について当該特区が次のいずれかに該当することにより、技能実習生派遣国との間に密接な経済的交流があると認められること。</p> <p>① 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の技能実習生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。</p> <p>② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所の半数以上が技能実習生派遣国において直接投資を行っていること。</p> <p>（3）当該特区内において技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p>（4）当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。</p> <p>2. 上記1の認定を申請する地方公共団体は、その設定する特区内において、人数枠の特例を受けて技能実習生を受け入れようとする機関を特定しなければならない。</p> <p>3. 上記1の認定を受けた地方公共団体は、上記2により特定された機関に対して定期的な訪問調査の実施等により、外国人に対する技能実習が適正に実施されているかを確認し、その結果及びこれを踏まえた特区計画の変更の有無について、年に1回関係機関に報告しなければならない。</p> |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

## 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見（案）

平成28年5月25日  
構造改革特別区域推進本部  
評価・調査委員会

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところである。当該評価の実施時期については、本委員会において検討を行い、構造改革特別区域推進本部長に意見を提出しているところである。

この度、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置について、関係府省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき評価時期の検討を行った。

その結果、当該規制の特例措置の評価時期について、本委員会の意見は以下のとおりとする。

## ○初めて評価時期を検討したもの

| 特例措置番号 | 特定事業名                           | 評価時期   |
|--------|---------------------------------|--------|
| 1228   | 民間事業者による公社管理道路運営事業              | 平成30年度 |
| 1229   | 地域限定特例通訳案内士育成等事業                | 平成29年度 |
| 2001   | 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業 | 平成28年度 |

# 民間事業者による公社管理道路運営事業（特例措置番号1228） （平成27年8月措置）

## <これまで>

- ・道路整備特別措置法に基づく有料道路制度は、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てることとしているが、公社管理有料道路における料金の徴収主体は、地方道路公社に限定されていた。

構造改革特区の活用

## <関係法令等>

- ・道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第17条、第22条第1項、第23条第2項

## <取り巻く環境の変化>

民間事業者による公社管理道路の運営を認め、民間企業の経営ノウハウを活用することで、民間事業機会を創出するとともに、良質な利用者サービスを提供すること等により、地域の活性化を図ることが求められている。

民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設ける。

## <主な要件>

- 公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。
- 公社管理道路の近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携して公社管理道路の運営等を実施すること。
- 公社管理道路運営権者は公社と公共施設等運営権実施契約を締結すること。
- 公社管理道路運営権者が徴収する利用料金は、公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた上限の範囲内で定めること。
- 公社は、公社管理道路運営権者から公社管理道路運営権の設定の対価を徴収すること。

認定計画数：1件（累計）  
1件（平成28年3月末現在）  
※国家戦略特別区域計画にてみなし認定



## ◎実際の取組事例

～愛知県 国家戦略特別区域計画～  
（平成27年9月認定）

愛知県道路公社が管理する有料道路8路線について、公社管理道路運営権を設定し、利用料金を自らの収入として收受させる等、民間事業者による公社管理道路運営事業を実施する。

## 調査スケジュール(様式)

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 1. 関係府省庁名  | 国土交通省              |
| 2. 特例措置番号  | 1228               |
| 3. 特定事業の名称 | 民間事業者による公社管理道路運営事業 |

### 4. 調査スケジュール

|   |            |  |
|---|------------|--|
| ① | 調査スケジュール   | <p>調査票作成 平成30年 8月<br/>         調査票送付 平成30年 9月<br/>         調査票回収 平成30年 9月<br/>         現地調査及び聴き取り調査 平成30年 9月 (必要に応じて)<br/>         取りまとめ 平成30年10月</p>  |
| ② | 理由         | <p>本特定事業を実施する予定である愛知県からは、平成28年10月頃に民間事業者による事業を開始する予定と聞いている。<br/>         愛知県の予定どおりに事業が開始されたとしても、平成28年度の評価では、事業の開始前となる可能性がある。また、平成29年度の評価でも、調査票のとりまとめが例年10月であることを鑑みれば、調査対象期間として、事業開始から1年の期間を確保することが困難である。</p> <p>評価にあたっては、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした柔軟な料金設定や沿線開発等による交通量の動向、民間事業者による運営権対価の公社への支払い及び公社の建設債務の償還状況等について確認をする必要があると考えており、特例の適用により発現する効果や弊害は、一定程度の事業期間を設けてから評価すべきと考える。</p> <p>このため、当初の評価は事業開始後、1事業年度を確保できる平成30年度において実施することとしたい。</p> |
| ③ | その他留意すべき事項 |  |

## 特例措置番号1228の別表

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1228  |
| 特定事業の名称             | 民間事業者による公社管理道路運営事業  |
| 措置区分                | 法律  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等</li> <li>・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第17条、第22条第1項、第23条第2項</li> </ul>  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けて、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができることとされており、公社管理道路において料金を収受できる主体は、地方道路公社に限定されている。   |
| 特例措置の内容             | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）であって、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権（当該認定に係る公社管理道路運営事業（以下「認定公社管理道路運営事業」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）をいう。以下同じ。）を設定する場合には、道路整備特別措置法第10条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者（以下「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとする。</p> <p>2. 地方道路公社は、公社管理道路運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、認定公社管理道路運営事業に係る実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の3第10項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」を定めるものとする。</p> <p>3. 公社管理道路運営権者は、公社管理道路運営事業を開始する前に、実施方針に従い、地方道路公社と、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」をその内容に含む認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約（民間資金法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）を締結しなければならない。</p> <p>4. 公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により利用料金を収受する場合における利用料金は、実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の3第5項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとする。</p> <p>5. 特定道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法の規定の適用について、必要な技術的読替えを行う。</p> |
| 同意の要件               | 民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。   |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により收受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</li> <li>2. 国土交通大臣は、上記1の利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第23条第1項（第5号に係る部分に限る。）に定める基準等に適合するものであると認める場合に限り、上記1の認可をすることができる。</li> <li>3. 上記1の認可については、道路整備特別措置法第10条第6項及び第16条の規定を準用する。</li> <li>4. 地方道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定する際に道路整備特別措置法第10条第1項若しくは第4項、第11条第1項若しくは第4項又は第15条第1項若しくは第4項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が上記1により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。</li> <li>5. 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第23条第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公社の定款に定める方法で公告しなければならない。</li> <li>6. 特定道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。</li> <li>7. 特定道路公社は、上記6の対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。特定道路公社は、当該認可を受けようとするときは、上記1の認可に係る事項との整合性を確保した収支予算の明細を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</li> <li>8. 国土交通大臣は、上記6の対価の額が、特定道路公社が收受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入と併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、上記7の認可をすることができる。</li> </ol> |
|------------------------|--|

# 地域限定特例通訳案内士育成等事業（特例措置番号1229） （平成27年8月措置）

## <これまで>

- ・報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて行う旅行に関する案内）を行うことを業とするためには、国の行う通訳案内士試験に合格し、通訳案内士の資格を取得する必要があった。

構造改革特区の活用

## <関係法令等>

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第36条

## <取り巻く環境の変化>

訪日外国人旅行者に我が国の魅力を直接かつ正確に伝えるためには、通訳ガイドの役割が極めて重要であるが、通訳案内士は訪日外国人旅行者数の増加に伴い絶対数の不足が懸念されていることに加え、地域偏在、言語面の需給ミスマッチ、ガイドニーズの多様化など様々な課題が顕在化しており、改善が求められている。

通訳案内士でない者であっても、地域の実情に応じて地方公共団体が独自に実施する研修を修了すれば、外国人に対し、外国語で有償ガイドを行うことが可能となるよう措置。

## <主な要件等>

- 地方公共団体において、当該特例制度が地域観光の振興に貢献するよう適切な計画を有すること
- 認定地方公共団体が行う研修の内容及びカリキュラムが地域限定特例通訳案内士の資質を確保する上で適切であること
- 休日を含め地域限定特例通訳案内士が円滑に確保・活用できると見込まれること等、通訳案内士制度に対する信頼を確保しつつ適切かつ確実に事業が実施されること

認定計画数：6件（累計）  
6件（平成28年3月末現在）



## ◎実際の取組事例

～富士の国やまなし通訳ガイド特区～  
（平成27年11月認定）

実施主体：山梨県

世界遺産の富士山等の観光資源に恵まれた本県は、平成26年外国人宿泊者数が948千人と過去最高、対前年伸び率で全国1位を記録した。

こうした中、通訳ガイドの需要にタイムリーに対応するため、地域の通訳案内ができる地域限定特例通訳案内士を養成する。

## 調査スケジュール(様式)

|            |                  |
|------------|------------------|
| 1. 関係府省庁名  | 観光庁              |
| 2. 特例措置番号  | 1229             |
| 3. 特定事業の名称 | 地域限定特例通訳案内士育成等事業 |

### 4. 調査スケジュール

|   |            |  |
|---|------------|--|
| ① | 調査スケジュール   | <p>調査票作成 平成29年4月<br/>         調査票送付 平成29年9月<br/>         調査票回収 平成29年10月<br/>         現地調査 平成29年9月<br/>         聴き取り調査 平成29年9月<br/>         取りまとめ 平成29年10月</p>  |
| ② | 理由         | <p>地域限定特例通訳案内士育成等の事業は、地方自治体の研修修了及び登録をもって事業を開始できる特性がある。</p> <p>第一回目の研修終了・登録のスケジュールは、各々、鳥取県・島根県が平成28年4月、京都市が平成28年7月、高山市他3市村および山梨県が平成28年10月である。</p> <p>4地域における成果を調査するにあたり、最低1年以上の実績を調査する必要があると考え、平成29年10月を取り纏めとした場合、上記スケジュールにて対応することが望ましいと判断したため。</p> |
| ③ | その他留意すべき事項 | 特になし   |

## 特例措置番号1229の別表

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 1229   |
| 特定事業の名称             | 地域限定特例通訳案内士育成等事業   |
| 措置区分                | 法律   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第36条   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 通訳案内士試験に合格し、通訳案内士として登録されたものでなければ、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。  |
| 特例措置の内容             | <p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域限定特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業（地域限定特例通訳案内士育成等事業）を実施することが、地域における観光の振興を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業に係る地域限定特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しないこととし、認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該区域において、地域限定特例通訳案内士となる資格を有するものとする。</p> <p>なお、認定地方公共団体が行う研修については、内容及びカリキュラムが地域限定特例通訳案内士の資質を確保する上で適切であること等、通訳案内士制度に対する信頼を確保しつつ上記事業が適切かつ確実に実施されると認められることを要する。</p> |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

# 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号2001） （平成27年8月措置）

## <これまで>

満三歳未満の園児に対する給食の提供について、公立保育所では特区内に限り、保育所外で調理し搬入することが認められているが、公立幼保連携型認定こども園の給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

## <関係法令等>

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項

## <取り巻く環境の変化>

公立幼保連携型認定こども園において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立幼保連携型認定こども園及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけでなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

公立幼保連携型認定こども園の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

## <主な要件等>

- 当該公立幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

認定計画数： 1 件（累計）  
1 件（平成28年3月末現在）

## ◎実際の取組事例

～加東市はぐくみ給食特区～  
（平成27年11月認定）

実施主体：加東市

加東市では、公立保育所の公立幼保連携型認定こども園への移行と、現公立保育所・現公立幼稚園の統合（新設：公立幼保連携型認定こども園）を控え、特例措置を活用し、給食を外部に搬入することにより、調理設備等の集約と作業の効率化による経費削減を図るとともに、調理員間の連携を深め、食材の選択、給食メニューの研究、研修会への参加による調理員のスキルアップと園児の食育の充実を図る。



## 調査スケジュール(様式)

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 1. 関係府省庁名  | 内閣府                             |
| 2. 特例措置番号  | 2001                            |
| 3. 特定事業の名称 | 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業 |

### 4. 調査スケジュール

|   |            |  |
|---|------------|--|
| ① | 調査スケジュール   | 調査票作成 平成28年7月<br>調査票送付 平成28年7月<br>調査票回収 平成28年9月<br>取りまとめ 平成28年10月  |
| ② | 理由         | 特区施行後、新規の特区認定申請は1件しかなく、当該特区の事業も平成28年度からの実施であり、効果弊害等の検証が可能となるには一定の期間を要すると思われるため。<br>また、平成28年度は同一事業である保育所における給食の外部搬入方式の容認事業についての評価も実施されることとなっており、作業等の合理性の観点から当該調査と時期を合わせて実施する。スケジュールについては現時点での案であり、今後保育所の調査と調整を行う。 |
| ③ | その他留意すべき事項 |  |

## 特例措置番号2001の別表

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 2001   |
| 特定事業の名称             | 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業  |
| 措置区分                | 府令・省令  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項</li> <li>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項</li> </ul>  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 幼保連携型認定こども園における3歳未満園児に対する給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。  |
| 特例措置の内容             | <p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園について、次の掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</li> <li>二 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。</li> <li>三 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。</li> <li>四 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</li> <li>五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</li> </ul> <p>2 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は備えなければならない。</p> <p>3 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園において、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行う場合には、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意すること。</p> |
| 同意の要件               | 特になし   |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし   |

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(平成 28 年 4 月 1 日 現在)

| 氏 名                                   | 職 業 等                            |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| <small>かしたに たかお</small><br>◎ 樫谷 隆夫    | 公認会計士・税理士                        |
| <small>いまの こういちろう</small><br>○ 今野 浩一郎 | 学習院大学経済学部経営学科教授                  |
| <small>あかし よういち</small><br>明石 要一      | 千葉敬愛短期大学学長                       |
| <small>かねこ いくよう</small><br>金子 郁容      | 慶應義塾大学 SFC 研究所主席所員<br>慶應義塾大学名誉教授 |
| <small>しまもと こうじ</small><br>島本 幸治      | ソシエテジェネラル証券会社東京支店<br>支店長         |
| <small>やまね たえ</small><br>山根 多恵        | 温泉津温泉吉田屋大女将                      |

※ ◎は委員長、○は委員長代理

## 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(平成28年4月1日現在)

## 医療・福祉・労働部会

## 【評価・調査委員会委員】

| 氏名                     | 職業等                      |
|------------------------|--------------------------|
| いまの こういちろう<br>◎ 今野 浩一郎 | 学習院大学経済学部経営学科教授          |
| しまもと こうじ<br>○ 島本 幸治    | ソシエテジェネラル証券会社東京支店<br>支店長 |

## 【評価・調査委員会専門委員】

| 氏名                 | 職業等                     |
|--------------------|-------------------------|
| こまむら こうへい<br>駒村 康平 | 慶應義塾大学経済学部教授            |
| さかきばら のりこ<br>榊原 智子 | 読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員     |
| たしろ たかお<br>田城 孝雄   | 放送大学教養学部教授<br>順天堂大学客員教授 |

※ ◎は部会長、○は部会長代理

## 教育部会

### 【評価・調査委員会委員】

| 氏 名                 | 職 業 等                            |
|---------------------|----------------------------------|
| あかし よういち<br>◎ 明石 要一 | 千葉敬愛短期大学学長                       |
| かねこ いくよう<br>○ 金子 郁容 | 慶應義塾大学 SFC 研究所主席所員<br>慶應義塾大学名誉教授 |
| しまもと こうじ<br>島本 幸治   | ソシエテジェネラル証券会社東京支店<br>支店長         |

### 【評価・調査委員会専門委員】

| 氏 名               | 職 業 等     |
|-------------------|-----------|
| しろた あきひさ<br>代田 昭久 | 長野県飯田市教育長 |

※ ◎は部会長、○は部会長代理

## 地域活性化部会

### 【評価・調査委員会委員】

| 氏 名                 | 職 業 等       |
|---------------------|-------------|
| かしたに たかお<br>◎ 榎谷 隆夫 | 公認会計士・税理士   |
| やまね たえ<br>○ 山根 多恵   | 温泉津温泉吉田屋大女将 |

### 【評価・調査委員会専門委員】

| 氏 名               | 職 業 等             |
|-------------------|-------------------|
| なかい のりひろ<br>中井 検裕 | 東京工業大学環境・社会理工学院教授 |

※ ◎は部会長、○は部会長代理

## 構造改革特別区域基本方針（評価・調査委員会関連部分抜粋）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定  
平成 28 年 3 月 22 日最終改正

### 2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

#### （1）基本理念

##### ③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどによ

り、特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 5 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 5 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

#### ④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

### （２）提案の募集に関する基本方針

#### ③評価・調査委員会による調査審議

##### i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかつ

た提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

## ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

## iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

## (3) 評価に関する基本方針

### ① 評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

### ② 評価基準

#### i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

##### ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された

予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

#### イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

#### ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

#### エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

#### オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

### ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

- ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置
  - b 全国で実施することとなった規制改革
  - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

### ③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

### ④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

### ⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、

評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

## ⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

### i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評

価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

## ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

## iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

## ⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

## ⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

## ⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

## (5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

## (6) 関連する施策との連携に関する基本方針

### ①国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

### **3. 特区計画の認定に関する基本的な事項**

#### **(1) 特区計画の認定に関する基本方針**

##### **⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求**

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

##### **⑪認定特区計画の取消し**

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

### **4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画**

#### **(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置**

### ①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表2に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

### ②拡充、是正又は廃止等をする事となった規制の特例措置

本部において2.(3)②i)ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するものについては、別表1を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

### ③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記(1)①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1)②と同様の取扱いを、その他のものについては上記(1)③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

### (3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。